

平成29年度
鳥取県介護福祉士等修学資金のしおり
(生活保護受給世帯分)

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

目次

1 制度のあらまし	2
2 修学資金貸付の決定について	4
3 修学資金の貸付決定の取消しについて	5
4 返還の免除について	5
5 返還・猶予について	7
6 申請・届出に必要な書類一覧	8

1 制度のあらまし

鳥取県社会福祉協議会（以下「鳥取県社協」という。）では、将来、介護福祉士または社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）として県内の介護保険施設等で高齢者の介護等に従事する人材の養成確保を目的として、介護福祉士等の養成施設等に在学し介護福祉士等の資格取得を目指す方に対して修学資金等を貸付ける事業を実施します。

養成施設等を卒業後、一定の条件を満たした場合には、この修学資金等の返還が免除されます。

生活保護受給世帯から介護福祉士等の養成施設等に修学する方は、修学資金に加えて、在学中の生活費の一部として費用を貸付することができます。この生活費としての加算部分についても、養成施設等を卒業後、一定の条件を満たした場合には返還が免除されます。

平成29年度以降の養成施設の卒業見込者であって、当該年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある場合は、国家試験受験対策費の加算を貸付することができます。

1. **募集期間** 平成28年11月1日（火）～平成28年11月30日（水）*当日消印有効

2. 修学資金制度の概要

対象者	<p>○ 次の要件を満たす者のうち、卒業後、県内の介護保険施設等において介護福祉士等として業務に従事しようとする方が対象になります。</p> <p>① 介護福祉士等の養成施設等（以下「養成施設等」という。）に在学する者</p> <p>② 将来、県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者（国立施設で県外でも該当となる場合があります（5ページ「返還の免除について」参照））</p> <p>③ 学業成績優秀で心身ともに健全であること</p> <p>※ 養成施設等・・・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設</p> <p>※ 既に他の同種の修学資金の貸付けや職業訓練を受けている方は、原則として貸付けを受けることができません。</p>
貸付限度額	<p>○ 介護福祉士養成施設等修学生</p> <ul style="list-style-type: none">・ 月 額：50,000円以内×在学期間（月数）・ 入学準備金（初回貸付時）200,000円以内・ 就職準備金（最終回貸付時）200,000円以内・ <u>介護福祉士</u>国家試験受験対策費40,000円以内 <p>（平成29年度以降の卒業見込者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある方）</p> <p>※生活費加算</p> <p>貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の方であって、養成施設等に入学し、在学する方については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算して貸付することができます。</p>
利 息	無利子（延滞利子年5%）
貸付期間	養成施設等に在学する期間

返還免除条件	<p>次の要件を全て満たした場合は、返還債務の全額を免除します。</p> <p>① 養成施設等を卒業後に、鳥取県内の介護保険施設等において、介護福祉士等として高齢者の介護等の業務に従事し、5年間（過疎地又は中高年離職者は3年間）引き続き当該業務に従事したとき。</p> <p>② 介護福祉士等として①の業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。</p>
--------	---

3. 申込方法

介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）と、次のいずれかの書類を添えて、鳥取県社協に提出してください。

<添付書類>

- (1) 申請者が高校生の場合 高校の調査書（進学用）
- (2) 申請者が高校生以外の場合 修学意欲及び就労意思確認書（様式第23号）

※申請にあたっては、県内に居住する連帯保証人1名が必要です。

（申請者が未成年の場合には、親権者又は後見人）

※規定第8条に基づき鳥取県社協が福祉事務所に貸付について意見（様式第24号）を求めることとなります。

※様式のデータの送付を希望される場合は、鳥取県社協に御連絡ください。

4. 提出期限 平成28年11月30日（水）*当日消印有効

5. 提出先・問合せ先

鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話0857-59-6344 ファクシミリ0857-59-6340

電子メール vc@tottori-wel.or.jp

※直接持参の場合は、午前9時から午後5時まで受付けます（ただし、土日、祝日を除く）

6. 選考

鳥取県社協「鳥取県介護福祉士等修学資金修学生選考基準」に基づき決定

7. 貸付の内定

平成28年12月（予定）に書面で申請者あてに内定結果を通知します。

8. 貸付決定

- (1) 平成29年4月上旬（予定）に書面で申請者あてに結果を通知します。
- (2) 平成29年4月下旬（予定）に貸付決定を受けた方に対し修学資金を交付します。
- (3) 資金の交付は、毎月1月分ずつ本人名義の指定口座へ振込み送金します。

9. その他

- (1) 必要に応じて、その他の書類の提出を求められることがありますので御留意ください。
- (2) 詳細については、鳥取県社協まで御連絡ください。

2 修学資金貸付の決定について

1. 修学資金貸付決定までの流れ

申請者から「介護福祉士修学資金等貸付申請書（様式第1号）」及び添付書類の提出があった後、鳥取県社協において書類審査を行います。

書類審査の結果を受けて、鳥取県社協が貸付を内定した方には、「貸付内定通知書」により通知します。

平成29年4月入学後、鳥取県社協へ「在学証明書」を提出いただいた後、「貸付決定通知書」と「借用書（様式第4号）」を送付いたします。

時期	申請者	鳥取県社会福祉協議会
平成28年 11月1日～	「介護福祉士等修学資金貸付申請書」 「高校の調査書」もしくは「修学意欲及び就労意思確認書」を提出	
平成28年 12月		書類審査 福祉事務所の意見聴取 貸付の内定 「貸付内定通知書」を送付
平成29年 4月上旬	入学 「在学証明書」を提出	貸付の決定 「貸付決定通知書」を送付
平成29年 4月下旬	「借用証書」を提出	修学資金の貸付（初回）

2. 修学資金の貸付

(1) 「貸付決定通知書」には以下の内容が記載されます。

①貸付金額、②貸付対象期間、③貸付金の交付時期、等

(2) 決定した修学資金は毎月25日（休日の場合翌銀行営業日）に交付します。

(3) 初回の貸付は、貸付決定が4月となるため4月下旬に交付する予定です。

(4) 貸付期間は4月1日からの貸付として取扱うことができます。

3. 修学資金借用証書の提出

修学生は、貸付決定通知書を受け取った日から10日以内に「借用証書（様式第4号）」及び印鑑登録証明書（貸付決定日以降の日付のもの）を提出していただくことになります。

3 修学資金の貸付決定の取消しについて

修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、貸付決定が取消しとなることになります。

- (1) 成施設等を退学したとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良と認められるとき
- (3) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- (4) 死亡したとき
- (5) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると鳥取県社協が認めたとき

なお、修学生が30日以上休学し、又は停学処分を受けたときは、休学し、又は停学処分を受けた日の属する月の翌月分から、当該休学又は停学の期間に相当するものとして鳥取県社協が指定する期間内の月の分の修学資金等の貸付を休止するものとします。

また、この場合において、貸付を行わない期間の分として既に貸付した修学資金等があるときは、その修学資金等は当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸付したものとみなします。

4 返還の免除について

1. 返還免除

借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、返還の債務が免除されます。

イ 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、鳥取県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）以外の都道府県において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還債務対象業務」という。）に従事し、かつ、介護福祉士又は社会福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。）が返還免除対象業務に従事した場合は3年）（以下「返還免除対象期間」という。）の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、貸付けを受けた都道府県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入して差し支えない。また、返還免除対象業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

ロ イに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のための業務を継続することができなくなったとき。

社会福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設等の児童指導員等、相談、助言及び援助を行う専任の職員の業務
- 医療法に規定する病院及び診療所の相談援助業務を行っている専任の職員の業務
- 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設及び老人デイサービスセンター等の生活相談員の業務
- 介護保険法に規定する介護老人保健施設の支援相談員の業務
-等

介護福祉士としての業務の例

- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設等で、入所者の保護に直接従事する職員の業務
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設の介護職員の業務
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホーム等の介護職員の業務
- 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援の事業で、その主たる業務が介護等であるものの業務
- 介護保険法に規定する指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定認知症対応型共同生活介護等の介護従業者の業務
-等

2. 免除の申請

修学資金の返還債務の免除を受けようとする場合には、「介護福祉士修学資金等返還免除申請書（様式第7号）」及び「在職証明書（別紙2）」を提出してください。

※業務に起因する死亡又は疾病、その他やむを得ない理由により当該業務を継続することができなくなったと認められるときは、当該資金の返還債務の全額が免除されます。

<免除に至る例>

H29.4	H31.4	H32.4	H36.4
在学（2年間）	鳥取県内で介護等に従事（5年間）		
貸付金交付（24月）	据置期間	返還期間（24月）	
		返還債務の猶予（鳥取県内で介護等に従事）	返還債務の免除

※返還債務の免除及び猶予を希望される場合は、一定の条件を満たした上で申請する必要があります。

<過疎地適用地域（過疎地域自立促進特別措置法 第2条）>

岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、大山町、日野町、日南町、江府町

※この地域で介護等に従事する場合、免除要件である5年間の勤務が3年間に短縮されます。

ただし3年間の連続勤務が条件となります。

5 返還・猶予について

1. 返還

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、原則、修学資金等を当該返還事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間に相当する期間内に、一括払いか月賦又は半年賦の均等払い方式により修学資金等を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金等の貸付契約を解除されたとき
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は県内等において返還免除対象業務に従事しなかったとき
- (3) 県内等において介護福祉士等として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったと認められたとき
- (4) 介護等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護等の業務に従事できなくなったとき

2. 返還の手続き

修学資金等を返還しなければならない者は、直ちに「介護福祉士修学資金等返還明細書（様式第5号）」を提出しなければなりません。

3. 返還の猶予

修学資金等を返還すべき者が、次のいずれかに該当するときは、当該猶予の事由が存続する間、修学資金等の返還の債務の履行が猶予されます。

- (1) 修学資金等を打ち切られた後も引き続き養成施設等に在学しているとき
- (2) 養成施設等を卒業後更に他の養成施設等に在学しているとき
- (3) 県内等において返還免除対象業務又は介護等の業務に従事しているとき
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となったとき
- (5) その他特に理由があると認められるとき

4. 返還の猶予の手続き

返還債務の猶予を受けようとする者は、「介護福祉士修学資金等返還猶予申請書（様式第6号）」に当該猶予の事由を証明する書類を添えて提出しなければなりません。

返還猶予決定後、業務に従事している期間は返還猶予となります。その際は毎年、「業務状況報告書（別紙3）」を鳥取県社協に提出してください。

6 申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必要な書類	様式番号
修学資金の貸付けを申請するとき	修学資金貸付申請書・誓約書	様式第1号
	推薦書	様式第3号
貸付決定通知書を受け取ったとき (10日以内に提出)	修学資金借用証書	様式第4号
貸付けが終了したとき	修学資金返還明細書	様式第5号
返還猶予を受けるとき	修学資金返還猶予申請書	様式第6号
返還免除を受けるとき	修学資金返還免除申請書	様式第7号
氏名又は住所を変更したとき	借受人氏名(住所)変更届	様式第8号
退学したとき	退学届	様式第9号
修学資金の貸付を受けることを辞退するとき	修学資金辞退届	様式第10号
休学し、又は停学の処分を受けたとき	休学(停学)届	様式第11号
復学したとき	復学届	様式第12号
転学したとき	転学届	様式第13号
卒業したとき	卒業届	様式第14号
介護福祉士又は社会福祉士の登録をしたとき	介護福祉士等登録届	様式第15号
県内等において介護等の業務に就業したとき	就業届	様式第16号
就業場所を移転したとき	就業先変更届	様式第17号
介護等の業務を退職したとき	退職届	様式第18号
連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき	連帯保証人氏名(住所)変更届	様式第19号
連帯保証人は、借受人が死亡したとき	借受人死亡届	様式第20号
借受人は、連帯保証人が死亡したとき	連帯保証人変更届	様式第21号
貸付金振込口座を変更したとき	振込口座変更届	様式第22号
生活保護受給世帯で、高校生が申請するとき	高校の調査書	学校指定
生活保護受給世帯で、高校生以外の方が申請するとき	修学意欲及び就労意思確認書	様式第23号
生活保護受給世帯の方が貸付けを申請するとき	福祉事務所意見書	様式第24号
卒業後の就職先が県外の施設に内定したとき	卒業後の県外就職先届	別紙1
返済免除を受けるとき	在職証明書	別紙2
返還猶予決定後、毎年	業務状況報告書	別紙3

※これらの様式は鳥取県社協に御連絡をいただいた方にメールにて送付いたします。